

編集委員会内規

(目 的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業 務)

第2条 本委員会は、次の業務を行う。

- (1) 会誌の編集企画
- (2) 会誌の投稿規定の検討
- (3) 投稿原稿その他の記事の収録可否の審査
- (4) 原稿の投稿状況と雑誌の発行状況の把握と管理
- (5) その他本委員会が必要と認める事項

(運 営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、担当理事または委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 6 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。
- 7 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改 廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附 則

本内規は、平成 4年5月27日より施行する。
平成 11年5月8日より施行する。
平成 13年1月27日より施行する。
平成 25年3月23日より施行する。

依頼原稿・査読依頼の謝礼に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、編集委員会内規第2条(5)に基づき、依頼原稿及び査読依頼の謝礼について定めるものである。
- 2 依頼原稿に関する謝礼は次のとおりとする。
 - (1) 会員への依頼原稿に対しては、謝礼は原則として支払わない。
 - (2) 会員外への依頼原稿に対しては、その額は20,000円を越えない範囲で謝礼を支払うものとする。
- 3 査読に関する謝礼は次のとおりとする。
 - (1) 会員への査読依頼に対しては、謝礼は原則として支払わない。
 - (2) 会員外への査読依頼に対しては、3,000円を支払うものとする。

附則

本申し合わせは、平成5年9月25日より施行する。

学会・研修会の開催案内掲載に関する申し合わせ

- 1 別表専門医・認定臨床医生涯教育の履修項目及び単位に基づき、既に認定されている学会、研修会、研究会、集会等の開催案内は、「お知らせ」の欄に掲載し、掲載内容は以下の通りとする。
 - (1) 学会名称、日時、会場、主催責任者、演題申込要領、演題締切、認定単位、会費、問合せ先、備考など
 - (2) 教育研修講演名称、日時、会場、講演内容、認定単位、会費、問合せ先、担当委員、備考など
 - (3) その他講演等名称、日時、会場、講演内容、認定単位、問合せ先など
- 2 上記認定単位が付与されていない開催案内は、編集委員会で掲載可否を決める。本医学会会員の臨床・研究・教育活動などとの関連性を重視して判断する。広告などの依頼は断る。
- 3 編集委員会で掲載可と判断されれば、「ご案内」の欄に掲載し、内容は以下の通りとする。
 - (1) 名称、会期、会場、会長、テーマ、演題締切、申込先、問合せ先などとする。
 - (2) 大きさは、1頁の1/5を越えないものとする。
 - (3) 掲載料は無料とする。

附則

本申し合わせは、平成15年1月25日より施行する。

会誌「The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine」

投稿ならびに執筆規定に関する申し合わせ

1 本申し合わせは、編集委員会内規第 2 条(2)に基づき、会誌「The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine」(以下、会誌という)の投稿ならびに執筆について定めるものである。

2 投稿規定

(1) 投稿の内容について

会誌への投稿原稿は、リハビリテーション医学の進歩に寄与する学术论文とし、他誌に掲載されていないもの、もしくは掲載予定のないものに限る。

(2) 倫理規定について

投稿原稿は、以下に沿ったものとする。

1) ヒトを対象とした研究に当たっては、Helsinki 人権宣言に基づくこと。その際、インフォームドコンセント、所属研究機関あるいは所属施設の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていることが望ましい。個人情報保護に基づき、匿名化すること。なお、十分な匿名化が困難な場合には、同意を文書で得ておくこと。

2) 動物を対象とした研究に当たっては、医学生物学的研究に関する国際指針の勧告の趣旨にそったものとし、所属研究機関あるいは所属施設の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていること。

(3) 臨床試験関連論文の投稿について

試験開始前にその臨床試験情報が公的な「臨床試験登録機関」(UMIN 臨床試験登録システム)に事前登録されていること。RCT 論文の場合は CONSORT2010 声明に準ずる。

(4) 著作権について

会誌掲載後の論文の著作権は、本医学会に帰属し、掲載後は本医学会の承諾なしに他誌に掲載することを禁じる。なお論文はオンライン公開される。他著作物からの引用・転載については、著作権、出版権を考慮し、著者または発行者の許諾を受けるとする。

(5) 著者について

会誌への投稿の著者は会員・非会員を問わない。筆頭・共著者あわせて 6 名以内を原則とし、7 名以上の場合は、論文での全員の役割を別紙にて添付するものとする。

(6) 投稿承諾書について

投稿に際しては、共著者全員がその内容に責任をもつことを明示し、署名捺印した投稿承諾書を添付するものとする。(PDF 形式のファイルをダウンロード)

(7) 利益相反について

利益相反の可能性がある商業的事項(コンサルタント料、寄付金、株の所有、特許

取得など)を報告しなければならない(投稿承諾書下欄にチェックを入れ、場合によっては、自由形式での書類を送付)。また、論文の末尾に、利益相反について記載すること。

(8) 投稿区分について

投稿論文の区分は下記の基準によるものとする。

- 1) 原著：独創性があり、結論が明確である研究ないし報告
- 2) 短報：斬新性があり、速やかな掲載を希望する研究ないし報告
- 3) 症例報告：会員・読者にとって示唆に富む、興味ある症例の報告
- 4) その他：“総説”、“会員の声”、“企画”など

(9) 採否について

投稿論文の採否は、その分野の専門家である複数の外部査読者の意見を参考に編集委員会で決定する。修正を要するものには編集委員会の意見を付けて書き直しを求める。修正を求められた場合は 90 日以内に修正原稿を再投稿すること。期限を過ぎた場合は新規投稿論文として処理される。

(10) 校正について

著者校正は初校のみとし、文章の書き換え、図表の修正は原則として認めない。

(11) 掲載料について

掲載料は、規定の範囲内までは、会員が筆頭著者の場合無料、非会員が筆頭筆者の場合、会費相当分とする。それを超えるものに関しては実費負担とする。カラー掲載希望の場合は全額実費負担とする。

(12) 別刷について

別刷は 30 部まで無料進呈、それ以上の希望の場合は 50 部単位で実費負担とする。

(13) 投稿方法について

投稿原稿は、本医学会ホームページの投稿サイト

(<http://www.jarm.or.jp/member/journal.html>) より投稿する(以下、Web 投稿)。
Web 投稿を推奨するがそれが不可能な場合は、郵送で投稿すること。

1) Web 投稿の場合

各ファイル名は空白を含まない半角英数字とする。原稿テンプレートは本医学会ホームページからダウンロードできる。投稿の手順については投稿画面の「著者・ユーザ登録マニュアル」を参照のこと。

問い合わせ窓口：j-reha@jarm.or.jp

2) 郵送投稿の場合

投稿原稿は、正原稿 1 部と投稿承諾書、利益相反を同封し、これらを記録したメディアをつけて書留便にて下記宛に送付するものとする。

〒113-0033 東京都文京区本郷 6-17-9 本郷ビル 2F

株式会社三輪書店

「The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine」編集室 投稿受付係

3 執筆規定

(1) 言語は和文とする。

(2) 論文は表題頁、英文要旨、和文要旨、本文、文献、図説明文および図・表の順で構成されるものとする。投稿区分ごとに必要とされるものは下記の表に従うものとする。

1) 1 頁目は表題頁とし、投稿区分、表題 (和英)、ランニングタイトル、著者名 (和英)、所属先 (和英)、住所、連絡先メールアドレス、Key words (和英) を記載するものとする。ランニングタイトルは表題を要約し、30 字以内で記載するものとする。Key words は日本語およびそれに対応する英語を記載するものとする。単語は原則として規定 5 に従い、名詞形で 5 語以内とする。Key words は原則としてリハビリテーション医学用語集に従うものとする。

〈表記例〉脳卒中 (stroke)、変形性関節症 (osteoarthritis)、高次脳機能障害 (higher brain dysfunction)、装具療法 (splinting)、就労 (working)

2) 2 頁目は英文要旨頁とし、250 語以内で論文の要旨を記載するものとする。要旨は Objective、Methods、Results、Conclusion を項目別に記載すること。ただし、症例報告・総説、会員の声、企画はこの限りでない。

3) 3 頁目は和文要旨頁とし、400 字以内で論文の要旨を記載するものとする。要旨は目的、方法、結果、結論を項目別に記載すること。

4) 本文は原著・短報では「はじめに」「対象と方法」「結果」「考察」、また症例報告では「はじめに」「症例」「考察」のスタイルで構成するものとする。

5) 文献は、規定に沿って記載すること。

6) 図・表は 1 頁に 1 点ずつ記載するものとする。図・表と別に説明文を付けるものとする。

(3) 本医学会ホームページから原稿テンプレートをダウンロードして使用することが望ましい。テンプレートを用いない場合、和文論文は A4 判の用紙に横書きで記載し、本文はおよそ 1,200 字をもって 1 枚とする。文字の大きさを 12 ポイント程度に設定し、上下左右の余白は 30 mm 空けて印字するものとする。また、各頁に頁番号、各行の左端に行番号を記載すること。パソコンのワープロソフトを使用することが望ましい。

(4) 原稿枚数は下記の表の通りとする。

(5) 原稿はひらがな・口語体・現代仮名遣い・常用漢字を用い、原則として日本語の学術用語は「日本医学会医学用語辞典 (日本医学会)」「リハビリテーション医学用語集 (日本リハビリテーション医学会)」に、英語は Index Medicus に従うものとする。

(6) 数字は算用数字を用いることとする。

(7) 数量はMKS (CGS) 単位とし、mm、cm、m、mL、L、g、kg、cm²などを用いることとする。

(8) 特定の機器・薬品名を本文中に記載するときは以下の規定に従うものとする。

1) 機器名：一般名（会社名、商品名）と表記する。

〈表記例〉MRI (Siemens 社製、Magnetom)

2) 薬品名：一般名（商品名[®]）と表記する。

〈表記例〉塩酸エペリゾン（ミオナール[®]）

(9) 略語を用いる場合は初出時にフルスペル、もしくは和訳も併記する。なお、「リハビリテーション」は「リハ」「リハビリ」などと略さずに記載すること。

(10) 文献は本文中での引用順に記載し、通し番号をふるものとする。本文中の引用箇所には上付き数字で文献番号を記載するものとする。

文献の省略名は原則として Index Medicus に従い、引用文献の全著者名を記載すること。和文誌の引用については略名は使用しない。単行本の引用に際しては、書名の他に editor(s)を記載し、また proceeding(s)ないし抄録引用の場合には、末尾に必ず (proc) ないし (抄) と記載すること。

本医学会誌誌名変更に伴い、44 巻以降の掲載記事の引用については「Jpn J Rehabil Med」と記載することとする。

〈表記例〉

1)井上雄吉：半側空間無視に対する低頻度反復経頭蓋磁気刺激 (rTMS)の効果と局所脳血流量 (rCBF)の変化について. *Jpn J Rehabil Med* 2007 ; 44 : 542-553

2)秋庭保夫, 石田 暉, 村上恵一, 原沢 茂, 生越喬二: 上部脊髄損傷患者の消化管合併症に対する消化管機能検査と内視鏡検査による検討. *リハビリテーション医学* 1994; 31: 178-183

3)田谷勝夫, 石神重信: 職業リハビリテーション領域における RBMT の有用性. *リハビリテーション医学* 2001; 38(Suppl): S135

4)三上真弘 編: 下肢切断者リハビリテーション. 医歯薬出版, 東京, 1995

5)海老原覚: 心臓・血管と肺. 重複障害のリハビリテーション (上月正博 編著). 三輪書店, 東京, 2015 ; pp 89-92

6)Kreutzer JS, Marwitz JH, Seel R, Serio D: Validation of a neurobehavioral functioning inventory for adults with traumatic brain injury. *Arch Phys Med Rehabil* 1996; 77: 116-124

7)Downey JA, Myers SJ, Gonzalez EG, Lieberman JS (eds): *The Physiological Basis of Rehabilitation Medicine*. 2nd Ed, Butterworth-Heinemann, Boston, 1994

8)Liu M, Ishigami S: Toward future research. in *Functional Evaluation of Stroke Patients* (ed by Chino N, Melvin JL). Springer Ver-lag, Tokyo, 1996; pp 125-142

9)MacKay-Lyons MJ, Markides L: Exercise capacity early after stroke. *Arch*

Phys Med Rehabil 2002; DOI: 10.1053/apmr. 2002. 36395. [注: DOI: Digital

Object Identifier. 文献は <http://dx.doi.org/10.1053/apmr. 2002. 36395> に掲載]

10)National Guideline Clearinghouse (NGC). Public resources for evidence-based medicine clinical practice guidelines. Available from: URL: <http://www.guideline.gov> (cited 2002 June 12)

11)大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課. 人口動態調査; 年次別にみた死因順位. Available from URL

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyo/k-jinkou.html>(2002年6月12日引用)

12)Clinical Evidence. 6 issue [Database on CD-ROM] London: BMJ Publishing Group; 2001 (Updated biannually)

和文論文 (A 4版)

投稿区分	標題と Keywords	英文要旨	和文要旨	本文1枚 1200字以内	文献	図表 あわせて
原 著	1頁	250語以内	400字以内	8枚以内	40個以内	10個以内
短 報	1頁	250語以内	400字以内	4枚以内	20個以内	4個以内
症例報告	1頁	250語以内	—	4枚以内	20個以内	4個以内
総 説	1頁	250語以内	—	8枚以内	50個以内	10個以内
会員の声	1頁	—	—	1枚以内	—	—

附 則

本申し合わせは、平成 8年7月 1日より施行する。

平成15年 1月20日より施行する。

平成17年 9月10日より施行する。

平成19年 5月12日より施行する。

平成22年10月15日より施行する。

平成23年 7月23日より施行する。

平成25年 1月 1日より施行する。

平成27年 3月14日より施行する。

平成28年 1月23日より施行する。

平成28年 9月17日より施行する。

平成30年 4月21日より施行する。

平成30年11月 1日より施行する。

投稿承諾書

No. _____

下記の投稿論文を『The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine』に投稿致します。なお、本論文は他誌に掲載済み、あるいは掲載予定のものではありません。また、『The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine』に掲載後の本論文の著作権は、日本リハビリテーション医学会に帰属することを承諾致します。

筆頭著者：

<会員番号>

<所属>

<氏名（署名・捺印）>

④

投稿区分：〔原著 短報 症例報告 総説 会員の声 その他〕（○を付ける）

論文題目：

上記論文を投稿するにあたり、共著者として、筆頭著者同様にその内容について責任を有するとともに、本論文が他誌に掲載済み、あるいは掲載予定のものではないことを確認します。また、に掲載後の著作権が日本リハビリテーション医学会に帰属することを承諾致します。

共著者：

<会員番号>

<所属>

<氏名（署名・捺印）>

④

④

④

④

④

④

年 月 日 提出

※非会員である場合は、会員番号欄に専門科職名をご記入ください。

利益相反に関する商業的事項：なし あり→別紙で報告書（形式自由）を作成してください。

評価・用語委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、リハビリテーション医学の評価体系の検討とともに、リハビリテーション医学の研究・臨床活動に必要な学術用語を選定、会員および関連諸学会員に周知する業務を行う。

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長の選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。

3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。

4 本委員会の議長は、担当理事または委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。

5 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。

6 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。

7 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附則

本内規は、平成11年5月 8日より施行する。

平成13年1月27日より施行する。

平成25年3月23日より施行する。

Web 版リハビリテーション医学用語事典 運用に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、評価・用語委員会内規第2条に基づき、リハビリテーション医学の進歩に合わせ、リハビリテーション医学用語を適切なものとし、会員に資するため、Web 上でのリハビリテーション医学用語事典の編纂及びその管理・運用について定めるものである。

2 名称

項の目的で編纂された事典は、Web 版リハビリテーション医学用語事典（以下、Web 版リハ用語事典という）と称する。

3 管理者

編纂された事典の管理は、評価・用語委員会が行い、次の項目について管理・運営する。

- (1) 用語
- (2) 記載方法
- (3) 執筆者
- (4) 閲覧方法
- (5) その他必要な事項

4 執筆者

- (1) 執筆者は医学会専門医・認定臨床医とする。
- (2) 評価・用語委員会は、執筆協力者として各分野の専門家に執筆を依頼することができる。
- (3) 執筆者は、本申し合わせの目的に沿って執筆しなければならない。

5 閲覧者

- (1) 閲覧者は当面会員とする。
- (2) 閲覧者は、本申し合わせに沿って閲覧しなければならない。

6 閲覧の停止

記載内容に問題が生じた場合は、管理者は該当箇所の閲覧を停止もしくは削除することができる。

7 免責事項

- (1) 執筆内容の知的所有権について
 - 1) Web 上で記載された文章・図・写真の著作権は、本医学会に帰属する。
 - 2) 記載内容に対する知的所有権侵害の訴えがあった場合は、管理者は該記載内容を削除する。本医学会ならびに管理者は、記載内容に対する責任は一切負わない。

8 管理・運営内容

Web 版リハ用語事典の管理・運営内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理内容
 - 1) 執筆者を選定し、原稿執筆を依頼する。

- 2) 用語記載法のフォーマットを作成する。
- 3) 用語記載法のフォーマットを適時修正する。
- 4) 記載内容をインターネットで随時確認する。
- 5) 記載内容に対する読者の意見や要望を随時確認する。
- 6) 記載内容に問題が生じた場合は、評価・用語委員会で検討する。
- 7) 評価・用語委員会で結論が出るまでは、問題の生じた記載内容についてはオンラインでの閲覧を停止する。
- 8) オンラインでの閲覧停止の決定は、評価・用語委員会委員長の判断で可能とする。委員長不在時には、その他の委員で一時的に閲覧停止ができるものとする。
- 9) オンラインでの閲覧再開の決定は、評価・用語委員会で決定する。
- 10) 評価・用語委員会において記載内容が不適切と判断された場合は、それを削除することができる。

(2) 運営内容

- 1) 執筆者の選定 第4項に基づき、管理者が本医学会専門医を基本に執筆者を選定する。別に管理者は、執筆協力者として各分野の専門家に執筆を依頼することができる。
- 2) 登録用語の選定 評価・用語委員会にてリハビリテーション医学用語集の用語をもとに登録用語を選定する。追加用語は、評価・用語委員会で協議の上選定する。
- 3) 執筆者への用語の振り分け 評価・用語委員会にて、執筆者への用語の振り分けを実施する。
- 4) 執筆法 執筆者は、振り分けられた用語について、用語記載法のフォーマットにもとづき執筆し、用語解説を登録する。
- 5) 用語解説記載法 執筆者は会員専用のページにログインしてから記載・編集し、用語解説の登録を申請する。
- 6) 評価・用語委員会で依頼した執筆者による用語解説が登録されたのちは、専門医は Web 上でその解説に対して意見・要望を述べることができる。また、用語解説について加筆できるものとする。

(3) 閲覧方法・意見集約

- 1) 会員は、Web 上で会員番号を入力し自由に閲覧できる。
- 2) 用語の解説に対する意見や要望を、Web 上の意見欄に自由に記載できるものとする。その管理は、評価・用語委員会が実施するが、基本的に個々の意見に対する返答はしない。年度ごとに意見を集約し、集約したデータと評価・用語委員会の判断を Web 上に公開する。

(4) 患者・家族用の解説の公開

- 1) リハビリテーション用語がやさしい言葉で正確に理解され、社会全体にリハビリテーションの啓発がすすむことを目的として、用語解説のうち「患者・家族用の解説」についてのみインターネット利用者全てが閲覧できるようにする。
- 2) 患者・家族用の解説についての意見や要望を受け取る体制は設けず、閲覧のみとする。

附則

本申し合わせは、平成 22 年 10 月 25 日より施行する。

本申し合わせは、平成 27 年 11 月 28 日より施行する。

教育委員会内規

(目 的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定める。

(業 務)

第2条 本委員会は、リハビリテーション医学教育の推進を目的として、次の業務を行う。

- (1) 医学部卒前リハビリテーション医学教育に関すること。
- (2) 医学部卒後リハビリテーション医学教育に関すること。
- (3) 本学会認定臨床医・専門医認定制度におけるリハビリテーション医学教育に関すること。
- (4) その他本文の目的を達成するために必要な事項。

(運 営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

- 2 副委員長は委員長が委員の賛同を得て指名出来る。
- 3 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 4 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 5 本委員会の議長は、委員長または副委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事もしくは担当理事が指名した委員とする。
- 6 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 7 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。
- 8 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。
- 9 理事長が必要とみとめた場合、委員会の推薦に基づき特別委員を委嘱することができる。特別委員の業務及び任期は別に定める。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改 廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附 則

本内規は、平成11年5月 8日より施行する。

平成13年1月27日より施行する。

平成15年9月27日より施行する。

平成25年3月23日より施行する。

教育委員会の活動内容に関する申し合わせ

- 1 本委員会は次の業務を行う。
 - (1) 医学部卒前リハビリテーション医学教育に関すること
 - 1) 医育機関における教育カリキュラムの検討
 - 2) その他学生教育に必要な事業
 - (2) 医学部卒後リハビリテーション医学教育に関すること
 - 1) 卒後研修会の開催
 - ① 研修会開催の通知は3ヵ月前までに、学会誌に公表する。
 - ② 受講の証明を行う。その方法については別に定める。
 - ③ 講師および受講者名簿を作成し、学会事務局に送付する。
 - ④ 事務局における記録の管理を行う。
 - 2) 卒後研修制度（研修医のローテーション制度）における研修カリキュラムの検討
 - 3) その他卒後教育に必要な事業
 - (3) 本医学会専門医及び認定臨床医制度におけるリハビリテーション医学教育に関すること
 - 1) 専門医・認定臨床医生涯教育に必要な研修会の開催
 - ① 研修会開催の通知は1ヵ月前までに、学会誌に公表する。
 - ② 受講の証明を行う。シール制とし、受講票は本人の控えとして活用する。
 - ③ 講師および受講者名簿を作成し、学会事務局に送付する。
 - ④ 学会事務局における記録の管理を行う。
 - 2) 履修項目および履修単位の認定
 - 3) 教育委員会以外が行う生涯教育事業の認定
 - 4) その他生涯教育に必要な事業
- 2 教育研修講演等の内容と運営については、次のとおりとする。
 - (1) 教育研修講演等とは本医学会学術集会会長が開催するもの、あるいは本委員会が開催するもの、その他本委員会の議を経て理事長の承認を得たものとする。
 - (2) 別表専門医・認定臨床医生涯教育の履修項目及び単位に基づき、認定する講演は45分以上とする。
 - (3) 研修会の講師は参加者と同等の単位を取得できる。
 - (4) 1回の教育研修講演等における最大取得単位は、別表専門医・認定臨床医生涯教育の履修項目及び単位に定めるとおりとする。
 - (5) 研修項目
 - 1) 専門医・認定臨床医生涯教育研修会
学術集会における研修会は、内容、講師の選任等を学術集会会長に一任する。
 - 2) 卒後研修会
本委員会が指定したテーマについて行う。

(6) 講師資格

- 1) 専門医・認定臨床医生涯教育研修会の講師の資格は次の①から⑤に該当する者とする。
 - ① 大学の講師以上の医師（非常勤講師を含む。）
 - ② かつて①以上であった医師
 - ③ 10年以上の経歴を持つ医師
 - ④ 専門医
 - ⑤ 医師以外では大学の准教授（助教授）以上、或いは、かつて准教授（助教授）以上をつとめたもの。
- 2) 卒後研修会講師の資格は原則として1)の①から⑤に該当するものとする。
ただし、講師として医師以外の職種を必要とする場合などもあり、講義項目と講師については適性を委員会で検討して決定する。

(7) 受講料および講師謝礼

各地区の状況を考え全国統一した額としない。

- 3 本委員会は、地区研修会の開催のため担当理事と委員長が必要と認めた場合、委員の推薦に基づき地区実行委員を委嘱することが出来る。地区実行委員の業務および任期は以下に定める。

地区実行委員は以下の業務を委員の承認を得て行う。

- (1) 研修会の企画と運営を行う。
 - 1) 講師の選任、研修会の運営、委員への収支報告
 - 2) 受講の証明を行う。
 - 3) 講師および受講者名簿を作成し、学会事務局に送付する。
- (2) 開催の通知は1ヵ月前までに、学会誌に公表する。
- (3) 任期は2年とし、再任は妨げない。

附則

本申し合わせは、平成10年11月25日より施行する。
平成11年 5月 8日より施行する。

認定委員会内規

(目 的)

第1条 本内規は、定款施行細則第23条及び専門医制度に関する規則、認定臨床医制度に関する規則、研修施設認定に関する内規に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業 務)

第2条 本委員会は、本医学会における資格制度の公正かつ円滑な運営をはかるため、次の業務を行う。

- (1) 専門医・認定臨床医及び指導医の資格認定に関すること
- (2) 専門医・認定臨床医及び指導医の資格更新に関すること
- (3) 生涯教育研修単位の付与に関すること
- (4) 専門医制度に関すること
- (5) 研修施設認定に関すること
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(運 営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、担当理事または委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 6 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる
- 7 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。
- 8 理事長が必要と認めた場合、委員会の推薦に基づき特別委員を委嘱することができる。特別委員の業務および任期は、別に定める。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 委員会の報告は、本委員会の委員、全役員（理事及び監事）及び各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

(その他)

第6条 本内規に定めるほか、委員会の運用に必要な事項は申し合わせで定める。

附則

本内規は、平成25年3月23日より施行する。

本内規は、平成30年1月27日より施行する。

試験委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条、専門医の認定に関する内規及び認定臨床医の認定に関する内規に基づき、本委員会の運営に関する細目を定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、次の業務を行う。

- (1) 試験の内容・形式を検討すること
- (2) 試験問題作成に関し必要に応じて専門家に依頼すること
- (3) 試験実施のための問題を決定し作成すること
- (4) 試験を実施すること
- (5) 実施した試験問題を蓄積し、正答率等を分析すること
- (6) その他本委員会が必要と認める事項

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

2 本委員会に常置部会・委員会に関する規則第3条に基づき副委員長を置くことができる。

3 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。

4 担当理事または委員長は、口頭試験担当委員、筆記試験担当委員を指名することができる。口頭試験担当委員または筆記試験担当委員のみが参加して小委員会を開催することができる。

5 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の半数以上とする。ただし小委員会の定足数は、口頭試験担当委員または筆記試験担当委員の委員数の半数以上とする。

6 本委員会の議長は、担当理事、委員長とする。小委員会の議長は、担当理事、委員長または副委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。

7 議題の提出は、担当理事、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。

8 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。

9 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

10 理事長が必要と認めた場合、委員会の推薦に基づき特別委員を委嘱することができる。特別委員の業務および任期は、別に定める。

(協議)

第4条 本委員会は、試験問題、実施方法等について認定委員会と協議するものとする。

(プロジェクト委員会)

第5条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第6条 本委員会の報告は、本委員会の委員、全役員（理事および監事）および各

種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第7条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

(その他)

第8条 本内規に定めるほか、委員会の運用に必要な事項は申し合わせで定める。

附則

本内規は、平成14年3月23日より施行する。

平成22年5月19日より施行する。

平成25年3月23日より施行する。

社会保険・障がい者福祉委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第23条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、わが国における社会保険・診療報酬およびこれらに関連する諸問題ならびに障がい者の保健・福祉行政施策に関する諸問題に関してリハビリテーション医学の立場から検討し、建議・答申することを主な業務とする。

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。

3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。

4 本委員会の議長は、担当理事または委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。

5 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。

6 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。

7 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附則

本内規は、平成 4年5月27日より施行する。

平成11年5月 8日より施行する。

平成13年1月27日より施行する。

平成25年3月23日より施行する。

平成29年9月11日より施行する。

研修・講習委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第23条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定める。

(業務)

第2条 本委員会は、会員のリハビリテーション医学・医療に係る知識・技術等の向上を目的として、次の業務を行う。

- (1) 急性期・回復期・病態別等の研修会の企画・運営に関すること。
- (2) e-learningの構築およびその活用に関すること。
- (3) コアテキストなど研修・講習の基盤となる教材の作成支援に関すること。
- (4) 実習研修会の開催支援に関すること。
- (5) その他本文の目的を達成するために必要な事項。

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

- 2 副委員長は委員長が委員の賛同を得て指名出来る。
- 3 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 4 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 5 本委員会の議長は、委員長または副委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事もしくは担当理事が指名した委員とする。
- 6 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 7 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。
- 8 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。
- 9 理事長が必要とみとめた場合、委員会の推薦に基づき特別委員を委嘱することができる。特別委員の業務及び任期は別に定める。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附則

本内規は、平成29年9月11日より施行する。

関連機器委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、義肢、装具、車椅子、自助具、物理療法機器、運動療法機器、福祉機器などのリハビリテーション関連機器に関する諸問題について検討しその適切な普及に努めることを目的として次の業務を行う。

- (1) 機器の機能評価と基準の整備
- (2) 機器の適用、使用に関するマニュアルの整備
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長の選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。

3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。

4 本委員会の議長は、担当理事または委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。

5 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。

6 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。

7 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附則

本内規は、平成11年5月 8日より施行する。

平成13年1月27日より施行する。

平成25年3月23日より施行する。

関連専門職委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、リハビリテーションに関連する保健・医療・福祉・その他の分野に属する専門職の諸問題について検討しその連携をはかる。

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長の選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。

3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。

4 本委員会の議長は、担当理事または委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。

5 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。

6 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。

7 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附則

本内規は、平成11年5月 8日より施行する。

平成13年1月27日より施行する。

平成25年3月23日より施行する。

会則検討委員会内規

(目 的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、本委員会の運営について定めるものである。

(業 務)

第2条 本委員会は、本医学会の諸会則に関連する次の業務を行う。

- (1) 定款および定款施行細則の検討
- (2) 定款および定款施行細則の実施に伴う規則、内規、申し合わせの検討
- (3) その他本医学会の会則に関する必要な事項の検討
- (4) 医師以外の入会審査

(運 営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、担当理事または委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 6 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。
- 7 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

(その他)

第7条 本内規に定めるほか、委員会の運用に必要な事項は申し合わせで別に定める。

附 則

本内規は、平成11年5月 8日より施行する。

平成13年1月27日より施行する。

第2条(4)は平成18年9月30日より適用する。

本内規は、平成25年3月23日より施行する。

広報委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、本学会の広報を目的に次の業務を行う。

- (1) 学会の活動・運営に関連する情報の収集
- (2) 学会の業務・活動に関しての会員への広報
- (3) 一般社会、マスコミ等への学会活動の広報
- (4) 関連学会および関連の機関、団体への学会活動の広報
- (5) 広報紙の発行
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、担当理事または委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 6 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。
- 7 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附則

本内規は、平成11年5月 8日より施行する。
平成13年1月27日より施行する。
平成25年3月23日より施行する。

国際委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、リハビリテーション医学・医療の国際交流を図り、国際活動を推進するために次の業務を行う。

- (1) 国外の Corresponding Member および Honorary Member の検討
- (2) 海外研修制度、海外交換研修制度の検討
- (3) 関連国際会議および海外の学会の情報の収集と会員への提供
- (4) 国際会議の後援や主催についての検討
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の半数以上とする。
- 4 本委員会の議長は、担当理事または委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 6 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。
- 7 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は委員とともに資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附則

本内規は、平成11年5月 8日より施行する。

平成13年1月27日より施行する。

平成25年3月23日より施行する。

診療ガイドライン委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則 24 条に基づき、本委員会の運営について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、本医学会が主体的、先導的にリハビリテーション医学・医療に関する診療ガイドラインを策定・公表・普及するための業務を行う。

(構成)

第3条 本委員会は、活動方針の検討およびガイドライン作成にあたっての連絡・調整等を行うガイドラインコア委員会と個別の問題に関するガイドライン作成のために設置される複数のガイドライン策定委員会から構成される。ガイドラインコア委員会委員は各ガイドライン策定委員会委員長を充てる。

(ガイドラインコア委員会業務)

第4条 ガイドラインコア委員会は、次の業務を担当する。

- (1) ガイドラインに関する情報収集
- (2) 関連学会との情報交換・連携
- (3) ガイドラインを策定すべき疾患・病態・障害・治療技術等のリストアップと優先順位の検討
- (4) ガイドライン策定のノウハウの蓄積（文献検索、エビデンステーブル用データベースの開発・維持・改良、ガイドライン開発プロセスの標準化など）
- (5) 策定委員会設置の提案と委員の推薦
- (6) 策定委員会によるガイドライン策定の支援
- (7) 策定委員会間の連絡・調整
- (8) ガイドラインの外部審査の円滑化
- (9) 策定されたガイドライン公表の実務（出版、ホームページ掲載など）
- (10) ガイドラインの普及（専門医、一般医家、一般市民）
- (11) ガイドラインに対するフィードバックの集約、新たなエビデンスの収集、改訂のタイミングの判断
- (12) エビデンスが欠けている領域について、学会として取り組むべき重要研究テーマについての提案

(ガイドライン策定委員会業務)

第5条 ガイドライン策定委員会は、次の業務を担当する。

- (1) 個別のテーマに関するガイドラインの策定（以下のエビデンスに基づくガイドライン策定のプロセスに従う）
 - 1) 臨床的問題の定義
 - 2) 文献検索→証拠の収集
 - 3) 文献の批判的吟味→証拠のレベル分け
 - 4) エビデンステーブルの作成
 - 5) 証拠のレベル / 臨床の実状を踏まえた勧告の作成
 - 6) 外部審査

- 7) フィールドテスト
- 8) ガイドラインのアップデート
- (2) 関連文献・情報の継続的な収集・分析
- (3) ガイドラインコア委員会の求めに応じて策定したガイドラインの改訂

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。

3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。

4 本委員会の議長は、担当理事または委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。

5 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。

6 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。

7 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

8 理事長が必要と認めた場合、委員会の推薦に基づきガイドライン策定委員会委員を委嘱することができる。ガイドライン策定委員会委員の業務および任期は、別に定める。

9 理事長が必要と認めた場合、委員会の推薦に基づきガイドラインコア委員会特別委員を委嘱することができる。特別委員の業務および任期は、別に定める。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附 則

本内規は、平成16年2月13日より施行する。

平成17年9月10日より施行する。

平成25年3月25日より施行する。

システム委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、本医学会のシステム管理を中心に次の業務を行う。

- (1) 学会の活動・運営に関連するシステムの構築
- (2) 構築されたシステムの管理、運営
- (3) 学会の活動・運営におけるシステムに関連する情報収集
- (4) 理事会、各委員会の要請によるシステムの構築、管理
- (5) 広報委員会と連携してのホームページ運営
- (6) SIG やその他学会員から要請による掲示板の開設、管理
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

- 2 委員は、編集、教育、社会保険、広報、データマネジメントやその他必要な委員会からの代表者、および学術集会担当幹事を含む特別委員によって構成される。
- 3 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって会議、掲示板上での会議（以下掲示板会議）、web を利用した会議（以下 web 会議）などの方法で開催する。
- 4 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。ただし、掲示板会議、web 会議は、議題ごとに前述定足数を満たしていれば成立する。また、掲示板会議は、議題に対しての返信受領をもって出席とし、その会議期間は委員長が決定する。
- 5 本委員会の議長は、担当理事又は委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。
- 6 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 7 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。
- 8 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会の委員、全役員（理事及び監事）及び各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第 6 条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附 則

本内規は、平成 27 年 11 月 21 日より施行し、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

R J N委員会に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、本委員会の運営に関する細則について定めるものである。

(英語名称)

第2条 R J Nの英語名称は、Rehabilitation Joy Network (RJN) for Women Psychiatrists とする。

(業務)

第3条 本委員会は、男女共同参画の目的に鑑み、リハビリテーション科に興味をもっている医師や医学生等のリハビリテーション医療やリハビリテーション教育への関心を高め、キャリア形成の支援を行い、相互の親睦や連携を深めることを目的に次の業務を行う。

- (1) 理事等対象のインタビュー企画の実施およびホームページへの掲載と冊子「達人の流儀」の刊行
- (2) 医学生・研修医・医師対象のセミナー等の企画や支援
- (3) 全国・地方における医学生・女性医師の会の情報収集および連携
- (4) リハビリテーション医学会関連企画への女性医師の参加支援等

(運営)

第4条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第7章 各種委員会に基づき。

- 1 副委員長は委員長が委員の賛同を得て指名できる。
- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、委員長または副委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事もしくは担当理事が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 6 議事は、出席委員の過半数により決し可否同数のときは担当理事の決することによる。
- 7 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。
- 8 学術集会でのRJN委員会企画ならびにその他企画に際し、理事会の承認を得て、委員の業務を補佐する『特別委員』を置くことができる。特別委員の任期は原則2年とする。

(プロジェクト委員会)

第5条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第6条 委員会の報告は、本委員会の委員、全役員（理事及び監事）及び各種委員会の委員長に行うものとする。

（改廃）

第7条 本内規の改廃は、世話人会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附 則

本内規は、平成27年 3月14日より施行する。
平成29年 4月 1日より施行する。
平成30年 6月27日より施行する。

障がい者スポーツ委員会内規

(目 的)

第1条 本内規は、定款施行細則第25条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業 務)

第2条 本委員会は、障害者スポーツの振興とパラリンピックへの貢献を目的として、次の業務を行う。

- (1) 障がい者スポーツの医科学的サポートに関する事
- (2) 障がい者スポーツの医科学研究に関する事
- (3) 障がい者スポーツの広報と普及に関する事
- (4) その他、本文の目的を達成するために必要な事項

(運 営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

- 2 副委員長は委員長が委員の賛同を得て指名出来る。
- 3 本委員会の開催は、担当理事又は委員長の請求によって開催する。
- 4 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 5 本委員会の議長は、委員長又は副委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事もしくは担当理事が指名した委員とする。
- 6 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 7 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。
- 8 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会及び理事会に対して行うものとする。

(改 廃)

第6条 本内規の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

本内規は、平成29年1月28日より施行し、平成28年10月1日より適用する。

Ⅲ－２２

障がい者スポーツ委員会の活動内容に関する申し合わせ

本委員会は次の業務を行う。なお、次の業務は必要に応じて日本障がい者スポーツ協会と連携して進める。

- (1) 障がい者スポーツの医学的サポートに関する事
 - 1) 各種障がい者スポーツ大会での医学的サポートを行う。
 - 2) 各競技選手に対する医学的サポートを行う。
 - 3) クラシフィケーションに関するサポートを行う。
 - 4) メディカルチェックに関するサポートを行う。
 - 5) ドーピング管理に関するサポートを行う。

- (2) 障がい者スポーツの医学的研究に関する事
 - 1) 障がい者スポーツの安全性に関する研究を推進する。
 - 2) 障がい者スポーツの技術向上に関する研究を推進する。
 - 3) 障がい者スポーツの健康に対する効果に関する研究を推進する。

- (3) 障がい者スポーツの広報と普及に関する事
 - 1) 障がい者に対し障がい者スポーツの普及活動と選手の発掘を行う。
 - 2) 一般国民に対し障がい者スポーツ及びパラリンピックを広く周知し認知度の向上を進める。
 - 3) リハビリテーション医療関係者に対する障がい者スポーツの広報と障がい者スポーツへのサポート参加を依頼する。

附 則

本申し合わせは、平成29年1月28日より施行し、平成28年10月1日より適用する。

Ⅲ－２３

国際誌編集委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第25条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、次の業務を行う。

- (1) 国際誌の編集企画
- (2) 国際誌の投稿規定の検討
- (3) 投稿原稿その他の記事の収録可否の審査過程の検討
- (4) 原稿の投稿状況と雑誌の発行状況の把握と管理
- (5) その他本委員会が必要と認める事項

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長の選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事又は委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 委員会の議長は、担当理事又は委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする
- 5 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 6 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。
- 7 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

(特別委員)

第4条 本委員会の特別委員としてEditor-in-Chiefを充て、委員会への出席を求めることができる。

(プロジェクト委員会)

第5条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第6条 本委員会の報告は、当該委員会及び理事会に対して行うものとする。

(改廃)

第7条 本内規の改廃は、理事会の承認を得て理事長が行う。

附 則

本内規は、平成29年1月28日より施行し、平成28年10月1日より適用する。